

# NAKAYAMA FORUM

中野フォーラム | 2013 OCTOBER | 中野公認会計士事務所

## 所長対談

— これからの企業と雇用について —  
京都経営者協会会長 武田一平氏

## 税務相談室

非居住者の日本の不動産所得に対する課税

## 損害保険あれこれ その2

水災補償

## 教育資金一括贈与の贈与税の非課税

## Topics

IFRS 任意適用範囲の拡大

## 海外情報

クラウドコンピュータ

vol.

59



## 所長対談



## 武田 一平

京都経営者協会 会長  
ニチコン株式会社 代表取締役会長兼CEO  
京都発明協会 会長

中野：アベノミクスの効果について現状をどう見ておられますか

武田一平氏(以下、武田)：アベノミクスに概ね好感

いわゆるアベノミクスの3本の矢のうち、第一と第二の矢である「大胆な金融緩和」と「機動的な財政投資」は、今のところ功を奏しているように思います。「オリンピック誘致」が第四の矢とも言われましたが、これも「東京決定」で大変良かったです。第一の矢は、円安により輸出産業を中心に企業業績が好転し、それに伴い株価も上昇に転じ、一時の調整局面はあったものの、ここ数年はなかった高値圏で推移している状況には好感を持っています。

ただ、京都における企業業績等の現状は、製造業と非製造業、大企業と中小企業、更には南北間における格差等が依然として残っており、それらの解消に向けた対策が必要です。

重要なのは成長戦略

アベノミクスの第一の矢と第二の矢は、あくまでも日本経済を活性化させるためのカンフル剤の役割を果たすものであり、過度にこれらの政策に頼ると金融膨張によるバブル的状况を生み出すとともに、国の財政規律を歪めることにもなりかねません。ですから、第三の矢である「民間投資を喚起する成長戦略」を実行に移し、企業の力で実体経済を活性化させることが重要です。企業が活性化し拡大していけば、自ずと雇用も安定するはずですが、具体的実現にはかなりの努力が必要ですが、経済界として可能な限り協力する体制を取り、その実現を図りたいと思います。

中野：企業活性化のために何が必要でしょうか

武田：規制緩和が不可欠

成長戦略のポイントは規制緩和です。民間企業の活性化の実現には、様々なバリアを可能な限り取り払うことが必要です。特に、雇用の面での規制緩和は、成長戦略に欠かせない分野です。

日本は規制に守られてきたという歴史がありますが、規

制に甘んじて脆弱になっているとも言えるのではないのでしょうか。これからは、企業も個人も今まで以上にグローバルな競争を意識していく必要があります。

企業や優秀な人材が国内に留まらず国外へ流出する一方、国外からは入って来ないという現状、これは日本の国力の低下につながります。規制を取り払うことで真の実力がついていくものと考えます。

知恵の勝負で新産業の創出を

これからは知恵の勝負です。社会問題を解決すべく、また企業の生き残りをかけて、いろいろなアイデアを出していくなかで、今までになかったものを創造することができるのだと思います。

今後の経済政策には、企業や個人が既成概念にとられない、自由な発想をもって縦横無尽に活躍できる体制づくりを期待します。

中野：限定正社員、解雇規制緩和など成長産業への人材移動に向けた雇用政策についてどのようにお考えですか

武田：京都の非正規比率は全国ワースト3位

我が国では、正社員に対する使用者の雇用保障責任は大変重大です。一旦雇用すればやめてもらうことはほとんど不可能であり、そのことが若年者募集正規採用の足かせになっているとの見方もあります。一方で、京都における非正規社員の比率は41.8%と全国ワースト3位です。京都は、宿泊、飲食、小売などの業種と学生が多いのでやむを得ない面もありますが、当協会としても決して良いことだとは思っていません。「非正規」から「正規」へ移行する環境を整える必要があると考えています。

柔軟な雇用体制へ

今後、子育てや介護など多様な制約を抱える社員が増加するのを受け、限定正社員制度(勤務地・職種限定社員)の普及は、勤務地の限定など多様な働き方に対するニーズに応えるために必要であると考えています。

雇用に柔軟性を取り入れることは、企業にとって経営環

## 中野 雄介

中野公認会計士事務所 所長  
公認会計士



## これからの企業と雇用について

グローバル化、成長戦略に向けて

境の変化に柔軟に対応できることにもつながり、労使双方にとってメリットのある制度であると考えています。

中野：大企業と中小企業の人事交流のあり方についてご意見をお願いします

武田：人材の流動化は必要

成熟産業から成長産業へ、円滑に労働移動できる仕組みが必要であると思います。これから伸びる産業があるのに、スムーズに労働力を移動できないのは問題だと思います。労働力が固定するのは、企業の活性化、働き手のモチベーションという面からも好ましくないと思います。

今後は、大企業の事業縮小などにより離職する労働者を中小企業への再就職につなげ、各労働者のこれまでの経験や能力を活かすことが、中小企業の活性化につながると思います。

セーフティネットと両輪で

今回拡充される「労働移動支援助成金」や(公財)産業雇用安定センター、人材銀行など公的な人材紹介機関を活用することで、大企業から中小企業への雇用移動の動きをさらに強く推し進めることが可能になると思います。

労使合意の条件や、セーフティネット作りなどが整えば、労働市場流動化は正しい方向にいくと思います。

結果、失業なき労働移動、成長分野への人材移動にもつながると思います。

中野：京都経営者協会の取り組みについてお聞かせください

武田：オール京都体制による政策提言

グローバル化を背景に、企業の経営環境が目まぐるしく変化するなか、各企業は社員に能力を発揮してもらえ人事管理の在り方を考えるとともに、労働力確保のために多様なニーズに応えられる環境を整えるという大変難しい局面にあります。

雇用問題は重要な協会活動目的の一つであります。既

に10年前から京都府、京都市、京都労働局、連合京都と連携(本協会を加え5者)して、「京都ジョブパーク」という総合的就職支援の拠点を作り、若年者、高齢者、女性、障害者など仕事を探しておられる全ての方を対象に、就職相談から就職、職場への定着までワンストップでできるよう、総合的にサポートしております。

また、この5者によるオール京都体制で「京都雇用創出活力会議」を設け、年2回5者トップ会談を行い、京都における雇用問題や雇用政策について意見を交わし、名実ともに京都地域における様々な雇用問題への対応を検討しております。この体制は全国でもめずらしい体制であり、他地域のモデルになればと考えております。

研修・セミナーの開催

就職支援については、京都市や京都労働局からの各種事業を当協会が受託し、若年者の未就職者セミナーや、合同企業説明会(就職フェア)、更に集中セミナーや大学への出前セミナーも行っております。

また経団連の労働政策本部の責任者を招いて「労働法制」を巡る最新の議論の動きについてご講演をいただくなど、会員の皆さんに最新の情報をお届けする機会を設けています。

公の立場では、経団連の会合などの機会を通じて、雇用問題を中心に京都の企業経営者の声を発信しています。

中野：お忙しいなか、貴重なご意見をありがとうございます。





CONSULTATION ROOM  
**税務相談室**



**非居住者の日本の不動産所得に対する課税**  
 3年の予定で米国に転勤することになりました。  
 日本のマイホームを賃貸したいと考えていますが、所得税はどのようになりますか。

ビジネスのグローバル化に伴い、外国に住むことになったサラリーマンが日本に所有している不動産を賃貸するケースが見受けられるようになりました。今回は、米国とご相談が多いアジアを取り上げて説明します。

**(1) 日本の所得税の納税義務者**

日本の所得税法は、納税義務者を居住者と非居住者とに区分しています。大雑把に言いますと、居住者は日本に1年以上住んでいる人、非居住者は日本に住んでいる期間が1年未満の人を指します。どちらも国籍は問いません。日本プロ野球のマーティン選手(=居住者)は阪神球団からの給与について日本に所得税を納めています。また、サッカーの香川選手(=非居住者)は、日本のコマーシャル出演料について日本に所得税を納めています。

所得税の納税義務者

- 居住者** (日本に1年以上住んでいる人、外国人を含む)
- 非居住者** (日本に住んでいる期間が1年未満の人、外国人を含む)

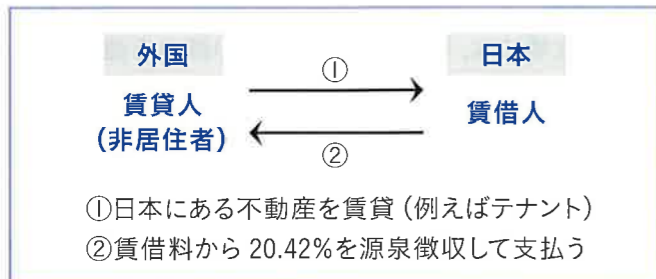
**(2) 非居住者の日本の不動産所得に対する源泉徴収**

日本にある賃貸不動産の用途が住居以外の場合(例えばテナント)は、賃貸料の20.42%を所得税として賃借人に源泉徴収されます。

用途が住居の場合は源泉徴収不要です。

土地のみを賃貸する場合は、その用途にかかわらず同様に源泉徴収されます。

賃借人は法人、個人を問いません。



**(3) 非居住者の日本の確定申告**

非居住者は日本の確定申告に備え、事前に賃借人から「不動産の使用料等の支払調書」を入手しておきます。

日本の確定申告では、賃貸料(源泉徴収前)から固定資産税や修繕費などの必要経費を差し引いて不動産所得を計算します。

非居住者の所得控除の注意点は、雑損控除、寄付金控除、基礎控除(38万円)の3項目に限定されている点です。社会保険料控除や生命保険料控除などの適用はありません。

不動産所得から所得控除を差し引いた後の課税所得をもとに所得税を計算し、その所得税から源泉徴収税額(20.42%)を差し引き残りを納めます。源泉徴収税額の方が所得税より多ければ、その多い部分は還付されます。

尚、日本の住民税は1月1日現在日本に住んでいる人に対して課税されますが、日本に住んでいない場合は住民基本台帳の記録抹消が必要なのでご注意ください。

$$\text{賃貸料} - \text{必要経費} - \text{所得控除} = \text{課税所得}$$

$$\text{課税所得} \times \text{所得税率} = \text{所得税} \quad \text{所得税} \times 2.1\% = \text{復興税}$$

$$\text{所得税} + \text{復興税} - \text{源泉徴収税額}(20.42\%) = \text{納税(または還付)}$$

**(4) 非居住者が住んでいる外国での手続き**

非居住者が米国に住んでいる場合は、米国での給与に日本の不動産所得を合算(=全世界所得)して米国の確定申告をします。(日本の確定申告で納めた所得税は、米国の確定申告で外国税額控除により差引きます。)

ベトナムまたはインドネシアに住んでいる場合は、米国と同様、全世界所得で確定申告をします。

一方、非居住者がシンガポールに住んでいる場合は、日本の不動産所得は申告義務がありません。同様に申告義務がないアジアの国は、台湾、香港、タイ、マレーシアです。

また、外国に住んでいる期間が5年以下の外国籍の人は申告不要、5年超は全世界所得で確定申告を必要としているアジアの国は、韓国、中国、フィリピン、インドです。

非居住者の日本の不動産所得に対する課税		
全世界所得で確定申告	申告不要(アジアの場合)	一定要件で申告不要(アジアの場合)
米国 ベトナム インドネシア	シンガポール 台湾 香港 タイ マレーシア	韓国 中国 フィリピン インド

国際税務チーム 税理士 野呂 和代

2

損害保険あれこれ その2

引受保険会社東京海上日動火災保険(株) 保険代理店(株)清貴 廣瀬 康夫 電話 075-431-4395

1. 建物の用途や補償の内容による分類

今回は、火災保険について特に、最近、被害報道に接する機会が多い水災に対する補償についてお話します。まず火災保険では、建物の用途などにより火災に対する危険度が異なるため、建物を住宅物件、一般物件、工場物件および倉庫物件に分類し、さらに、補償内容の違いによって以下のような保険種目に分類されます。

補償内容	保険種目	対象建物
火災、落雷、破裂・爆発、風災・ひょう災・雪災の事故を対象とするもの	住宅火災保険 普通火災保険	住宅(*1) 一般・工場・倉庫(*2)
上記のほか、物体の落下・飛来・衝突・倒壊、水濡れ、騒じょうなどの集団行動・労働争議、盗難、持ち出し家財の損害、 <b>水災</b> など、より広範囲の事故を対象とするもの	住宅総合保険 店舗総合保険	住宅(*1) 一般(*2)

※東京海上日動火災保険(株)では、左表(\*1)は平成20年2月に、(\*2)は平成22年1月にそれぞれ販売停止し、他の保険商品に移行しています。

ただし、普通火災保険は、店舗や事務所等を対象とするもの、工場や営業倉庫を対象とするものとで適用する保険約款が異なり、その内容も少しずつ異なります。

2. 水災補償の内容

前述のように、火災・風災などのリスクに備えるための住宅火災保険や普通火災保険には、水災に対する補償は含まれていません。**水災に対する備えは、広範囲の補償をカバーしている総合保険でなければなりません。**水災は、住まいの場合であれば、保険の対象である建物・家財が、台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等による損害に遭った場合、下表の保険金が支払われます。

水災による損害の程度	支払保険金 (支払限度額(保険金額)を上限とする)		
	住宅総合保険	住まいの保険	
保険の対象に再取得価額の <b>30%以上</b> の損害が生じたとき	損害額 × 100%	損害額(修理費) — 免責金額(自己負担額) ※免責金額は0円、5千円、3万円、5万円から選択する	
床上浸水または地上面より <b>45cm</b> を超える浸水	保険の対象に再取得価額の <b>15%以上30%未満</b> の損害が生じたとき		保険金額 × 15% (1事故1構内 200万円限度)
	保険の対象に再取得価額の <b>15%未満</b> の損害が生じたとき		保険金額 × 5% (1事故1構内 100万円限度)

(上表は東京海上日動火災保険(株)の場合)

※文中数値及び表現は、東京海上日動火災保険(株)作成の「トータルアシスト住まいの保険 水災補償のご説明」及び(一般社団)日本損害保険協会「損害保険募集人教育テキスト」(平成20年6月版)を参考とした。 募集文書番号 13-T-04948 作成年月 2013年8月



## 教育資金一括贈与の贈与税の非課税

このテーマは、中野短信第36号(本年4月)と経理責任者セミナー(本年7月)でも触れましたが、Q&A形式で具体的に説明します。

**初めに**— 従来より扶養義務者間の教育費の贈与は非課税ですが、これは必要な都度の贈与に限られています。つまり、数年分の教育費を一時に贈与した場合、その額が基礎控除額(年間110万円)を超えると贈与税がかかります。

そこで、「教育資金一括贈与の贈与税の非課税」制度が創設され、高齢者世代から若い世代へ教育費の一括贈与が無税でできるようになりました。

### イメージ図(概要)



例えば、祖父母が金融機関の孫の口座(教育資金口座)に教育資金1,500万円(非課税限度額)を預け入れ、孫はその教育資金を自分の教育費に使用します。孫が30歳になったとき、「教育資金の残額+教育費以外に使用した額」に対して贈与税がかかります。(教育資金を教育費に使えば無税です。) 税務署への手続き(最初に「教育資金非課税申告書」を提出)は、預け入れ金融機関が行います。

### Q&A

**Q1** 祖父母から孫に1,500万円ずつ合計3,000万円贈与した場合はどうなりますか。

**A1** 非課税の限度額は受贈者(貰う人)ごとに1,500万円です。3,000万円の贈与を受けた場合は、非課税限度額を超える1,500万円はその年の贈与税の対象になります。(贈与税は受贈者が負担します。)

**Q2** 祖父母から実子の養子(孫)に教育資金を贈与した場合、非課税の適用はありますか。

**A2** 養子縁組による親族関係があるので、非課税の適用はあります。

**Q3** 金融機関の範囲を教えてください。

**A3** 信託銀行、銀行、証券会社の3パターンがあります。信託銀行の場合は、贈与者(あげる人)が信託銀行と「教育資金管理契約」を結び、銀行と証券会社の場合は、受贈者が契約を結びます。

**Q4** 教育資金の贈与を数回に分けて行うことはできますか。

**A4** 平成27年(2015年)の年末まで、非課税限度額1,500万円の範囲内であれば回数に制限はありません。その都度「追加教育資金非課税申告書」を金融機関経由で税務署に提出します。

**Q5** 教育費の支払先によって、非課税限度額1,500万円枠と500万円枠とに分かれるそうですが、その内容を教えてください。

**A5** 学校等に対して直接支払う教育費は非課税限度額1,500万円枠、学校等以外は500万円枠になります。あくまでも非課税限度額の総額は1,500万円なので、両方合わせて1,500万円までが非課税となります。

	学校等 1,500万円枠	学校等以外 500万円枠
支払先	保育所～大学院、日本にある認証インターナショナルスクール、外国にある日本の幼稚園～大学院など	学習、スポーツ、文化芸術、教養向上などの学校等以外(学習塾、家庭教師、そろばん塾、スイミングスクール、ピアノ教室、絵画教室、バレエ教室、習字、茶道など)
教育費(領収証要)	保育料、入園料、入学金、授業料、修学旅行、遠足、PTA会費、生徒会費、学校寮費など	指導の対価、物品費用(月謝、謝礼、入会金、参加費、教科書、教材費など)

**Q6** 教育資金管理契約はいつ終了するのですか。

**A6** ①受贈者が30歳になったとき②受贈者が死亡したとき③教育資金口座の残高がゼロになり、契約終了の合意があったときのいずれか早いときに終了します。

**Q7** 教育資金管理契約の途中で贈与者が死亡した場合はどうなりますか。

**A7** 教育資金口座に残高があっても、贈与者の相続財産になりません。生前贈与加算(相続開始前3年内贈与)の対象にもなりません。

**最後に**— 平成22年度文部科学省の「子どもの学習費調査」によると、1人にかかる教育費は幼稚園～高校まですべて公立に通った場合で約500万円、すべて私立に通った場合で約1,700万円かかるとされています。また、相続税法改正による基礎控除引下げに伴い、全死亡者のうち相続税のかかる人が4%→6～7%に増えるとみられています。(平成27年1月1日～)このようなことをふまえて、相続対策の手段として大いに活用できる制度といえます。 税理士 池田 拓史

## Topics

### 任意適用範囲の拡大 IFRS

企業活動のグローバル化に伴い、会計基準のグローバル化も進んでおり、日本でも国際会計基準(IFRS)の導入が検討されています。IFRSが導入されると例えば、従来は商品出荷の時点で計上していた売上を、商品が相手に届いた時点まで計上できないなど、企業の会計に大きな影響を与えます。

現在、IFRSは強制適用されておらず、要件を満たせば任意適用が可能となっていますが、平成25年6月現在で任意適用しているのは上場企業のうち13社と、適用企業は非常に限定的です。このような状況の中、企業会計審議会は平成25年6月19日付けで「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」を公表し、その中でIFRS任意適用要件の緩和を提言しています。

現行のIFRSの任意適用制度では、

- (1) 上場している
- (2) IFRSによる連結財務諸表の適正性確保への取組・体制整備をしている
- (3) 国際的な財務活動又は事業活動を行っている

という3要件を全て満たした場合にのみ、IFRSを適用して連結財務諸表を提出することができますとしています。方針ではこれら3要件のうち、(2)の要件は維持することとし、(1)及び(3)の2要件を撤廃するよう提言しています。

さらに、「我が国におけるIFRSの強制適用の是非等については、未だその判断をすべき状況にないものと考えられる。この点については、今後国際的な情勢を見極めながら、関係者による議論を行っていくことが適当である。」とも提言しており、まだ先のこととはいえ、上場企業についてはIFRSが強制適用されるものと予想されます。

日本企業の大半を占める中小企業に関しては、「今のところ上場していない中小企業等の会計については、IFRSの影響を受けないようにする」という方針が引き続き維持されることになっていますが、IFRSがいつからどのような企業を対象にして適用されていくのか、今後の動向が注目されます。 公認会計士 山尾 勇介



### 「統計学が最強の学問である」

西内啓著 ダイアモンド社

発行部数25万部を超える大ベストセラーとなったビジネス書。医学部卒の統計家である著者は言う。「あえて断言しよう、あらゆる学問のなかで統計学が最強の学問である」と。

#### 最強の所以は汎用性にあり

最高でも最良でもなく最強としているのは、統計学は与えられたデータを読み解くためのツール(武器)であり、全ての分野に適用できる汎用性に価値があるためである。挑戦的にも聞こえる表現だが、様々な事例を基にデータから因果関係を探っていく過程はなるほどと感心させられる。ビジネスや社会生活において経験は重宝されるが、時代が変化した時、経験は足かせになる可能性がある。データから導き出す因果関係は、今までに得た経験を補足するものとなり、あるいは経験を覆す事実を検出する場合もある。

#### ビッグデータを活用する

ITの発達に伴い、ビッグデータというキーワードが流行っている。ビッグデータには明確な定義は存在せず、ビジネスにおいて使用する際には「事業に役立つ知見を導出するためのデータ」(総務省EPOより)として、幅広く捉えている。今や様々なデータがネット上で公開されており、必ずしも自社が有するデータのみによる必要はない。むしろ、ビッグデータの入手よりもその活用方法(因果関係の捉え方)が重要で、活用方法を誤れば労力を費やして誤った意思決定を導くことになる。今後、統計学はビッグデータを活用するための必須ツールになるだろう。

本書は、統計学の基本的な考え方について、事例を交え分かりやすく紹介しているが、その他に、プレゼンや報告書で挿入される表やグラフの一部では因果関係を考えず、集計だけに終わっているという問題点も指摘している。ビジネスセンス向上のために一読してみてはいかがか。

公認会計士 加藤 茂洋

インターネット網の発達により、大量の情報を簡単に入手できるようになった。言い換えると情報は氾濫しており、そのため正しい情報と正しくない情報とを自分で見極める必要が生じる。大量の情報の中から正しい情報を誰よりも早く入手し、その情報を基に的確に行動する。これが「情報のタイムマシン効果」である。

例えば、AさんとBさんがいて、AさんはBさんより1日早く情報を入手したとする。Aさんはその情報を分析、的確に行動した。このことをBさん側からみると、情報の到達について1日の遅れがある。同じ情報であっても到達速度が遅い場合、Bさんを基準に考えるとAさんは先に行っているように思える。つまり、未来に行っているような効果を生むのである。残念ながら、未来



## 情報のタイムマシン効果

に行くにはドラえもんに頼むしかないけれど。

ここで重要なのは、①正しい情報を②いち早く入手し③分析をして④的確に行動することである。①と②ができて③と④が伴わなければただの情報である。では、③と④を身に付けるにはどうしたらよいか。

情報を分析し、的確に行動するためには、遠回りのようかもしれないが、過去の歴史の中から繰り返し返されている事実を発見する。そして、その事実を現在に置き換え、未来を予測する。また、歴史を学べば各国の宗教観も理解できる。グローバルな時代に必要なことである。

秋の夜長に歴史をひも解き未来を想像してみるのも楽しいかもしれない。温故知新、時代が変わっても人間の行いはそう変わらないのだから。

(良太郎)

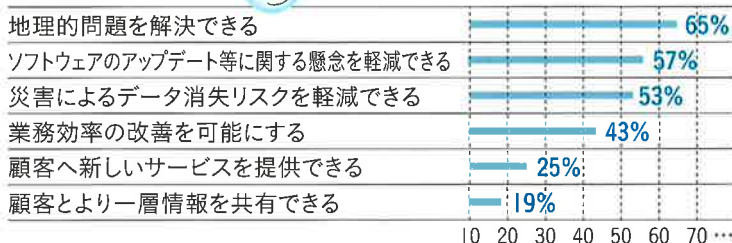
## 海外情報 クラウドコンピュータ

アメリカの会計コンサルティング会社が、米国公認会計士協会メンバー624 会員に対し、クラウドコンピュータ（インターネット経由でソフトやデータを利用できる）導入の利点と障壁について意識調査を行いました。その結果、下記のとおり「地理的問題を解決できる」を利点と考える会員が全体の65%と最も多く、一方、「セキュリティに不安がある」を障壁と考える会員も64%いました。尚、回答者には大規模な事務所から小規模な事務所まで万遍なく含まれています。

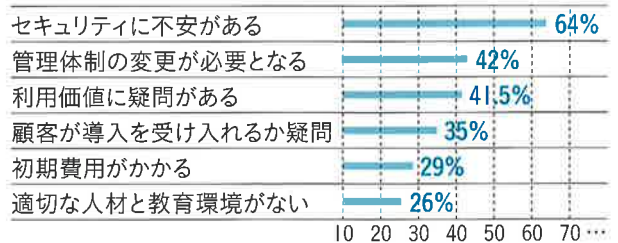
何事も合理的に考えるアメリカでは問題にならないと思いますが、クラウドを利用することで顧客の会計データをどこにいても閲覧できるため、顧客先に足を運ぶ機会が減少し日本的な温かみのある人間関係が失われてしまうおそれもあります。ITが発達し、多種多様で便利なサービスが普及する中で、失ってはいけないものを守りつつ上手にITを使いこなせるような工夫が求められているのかもしれません。

公認会計士 川島 昌人

### クラウド導入の利点



### クラウド導入の障壁



[出典] Journal of Accountancy 2013年3月号



中野公認会計士事務所  
NAKANO C.P.A. OFFICE

発行所 中野公認会計士事務所  
〒602-0054 京都市上京区今出川通小川西入  
TEL.075-431-4361(代) FAX.075-431-4365  
http://www.nakano-cpa.com/

発行人 中野 雄介

表紙写真  
常林寺(萩の寺)